

《羽曳野市報道提供資料》

令和3年11月30日 発表

(連絡先)

電話 072-947-3809 (直通)

072-958-1111 (代表)

内線 3410

担当 市長公室人事課

職員の懲戒処分について

羽曳野市は、令和3年11月30日、市長公室の職員について、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

1. 処分日 令和3年11月30日
2. 被処分者 市長公室副理事（人事課付）
【当時】市民人権部副理事兼人権推進課長 58歳 男性
3. 処分内容
懲戒処分 停職3か月
（根拠法令・地方公務員法第29条第1項第1号から第3号まで）
分限処分 主任に降任
（根拠法令・地方公務員法第28条第1項第1号及び第3号）
4. 事案概要
人権推進課内において、被処分職員が、部下に対してパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントを行っていた。
5. 処分理由
ハラスメントと認められる言動により、特定の職員に精神的な苦痛や不安感を与え、職場環境を著しく悪化させたことは、地方公務員としての倫理性を欠き、市政に対する市民の信頼を失いかねない重大な非違行為であると言わざるを得ない。

6. その他

言動の詳細や被害者に対する情報については、被害者のプライバシーを侵害したり、二次被害を与える恐れがあること等から公表は差し控えさせていただきます。

市長コメント

ハラスメントを防止・排除し、広く啓発する職責を担う職場において、その先頭に立ち行動する立場にある管理職の職員が、このようなハラスメントを起こしたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今回の事案に関しまして厳粛に受け止め、被害女性職員に対するフォローアップに努めるとともに、二度とこのようなことが起こらないよう、改めて綱紀の粛正、服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

令和3年11月30日

羽曳野市長 山入端 創